

議 第 269 号

平成29年11月22日提出

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証券の発売に関し、同法第4条第1項の規定により、平成30年度の発売限度額を次のとおり定める。

熊本市長 大西 一 史

平成30年度当せん金付証券発売限度額 6,500,000千円

（提出理由）

平成30年度の当せん金付証券の発売限度額について、当せん金付証券法第4条第1項の規定により、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。